


令和5年（2023年）7月21日（金）10時00分 配付

<p>項目</p>	<p>令和5年度第1回オホーツク管内ゼロカーボン連携ネットワーク会議の開催について</p>
<p>配付資料</p>	<p>オホーツク管内ゼロカーボン連携ネットワーク 設置要綱</p>
<p>内容及び報道に当たってのお願い</p>	<p>オホーツク総合振興局では、ゼロカーボン北海道の実現に向けて、管内18市町村が連携しながら、脱炭素化に向けた効果的な取組を進めるため、オホーツク管内ゼロカーボン連携ネットワークを令和4年11月に設置しました。</p> <p>つきましては、令和5年度第1回会議を次のとおり開催しますので、お知らせします。</p> <p>1 日時 令和5年(2023年)7月24日(月) 14:00～</p> <p>2 場所 北海道オホーツク総合振興局3階2号会議室</p> <p>3 議題</p> <p>(1) オホーツク管内ゼロカーボン連携ネットワーク設置要綱の改正について</p> <p>(2) 管内の現状や振興局の取組等について (北海道オホーツク総合振興局より情報提供)</p> <p>(3) 企業・団体による取組紹介や情報提供 [登壇予定企業・団体名]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公財)北海道環境財団 ・北海道経済連合会 ・国立大学法人北海道国立大学機構北見工業大学 地域循環共生研究推進センター ・北海道ガス(株) ・三井物産(株) <p>(4) 質疑応答・意見交換</p>
<p>他のクラブとの関係</p>	<p></p>
<p>担当窓口</p>	<p>北海道オホーツク総合振興局 地域創生部地域政策課 課長 杉村 勝彦 直通電話 0152-41-0618 (内線 2150)</p> 

オホーツク管内ゼロカーボン連携ネットワーク 設置要綱

（目的）

第1条 2050年までのゼロカーボン北海道の実現に向けて、オホーツク管内市町村が目指す姿を共有し、連携しながら、脱炭素化に向けた効果的な取組を進めるための情報共有、連絡調整を行うことを目的としてオホーツク管内ゼロカーボン連携ネットワーク（以下「連携ネットワーク」という。）を設置する。

（構成）

第2条 連携ネットワークは、別表1に定める構成機関をもって構成する。

（議題）

第3条 連携ネットワークの議題は、次のとおりとする。

- （1）脱炭素化に向けた情報の共有、発信及び普及啓発に関すること
- （2）脱炭素化に向けた取組の検討、実施及び拡大に関すること
- （3）脱炭素化に向けた調査及び研究に関すること
- （4）その他目的の達成のために必要な事項

（会議の開催）

第4条 連携ネットワークに座長を置き、オホーツク総合振興局地域創生部長をもってあてる。

- 2 連携ネットワークは、座長が招集するものとする。
- 3 座長に事故があるときは、座長が予め指定する者が、その職務を代理する。
- 4 座長は、必要に応じて、構成機関以外の者を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

（事務局）

第5条 連携ネットワークの事務を処理するため、オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課に事務局を置く。

（見直し期限）

第6条 本連携ネットワークは、令和4年11月14日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携ネットワークの運営等に関し、必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月14日から施行する。

この要綱は、令和5年7月18日から施行する。

別表1（第2条関係）

区 分	機 関 名	職 名
市 町 村 ゼロカーボン 担 当 課	北見市 市民環境部（ゼロカーボン推進）	主 幹
	網走市 市民環境部生活環境課	課 長
	紋別市 市民生活部環境生活課	課 長
	美幌町 建設部環境管理課	課 長
	津別町 住民企画課	課長補佐
	斜里町 総務部環境課	課 長
	清里町 企画政策課	主 幹
	小清水町 町民生活課	課 長
	訓子府町 企画財政課	課 長
	置戸町 企画財政課	課 長
	佐呂間町 町民課	課 長
	遠軽町 総務部企画課	主 幹
	湧別町 企画財政課	課 長
	滝上町 まちづくり推進課	課 長
	興部町 まちづくり推進課	課 長
	西興部村 企画総務課	課 長
	雄武町 住民生活課	課 長
大空町 総務課	参 事	
事 務 局	北海道オホーツク総合振興局 地域創生部 地域政策課	地域創生部長 課 長